

諮問番号：令和7年度諮問第21号
答申番号：令和7年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年11月28日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁が法第63条に基づく費用返還決定を行ったことは、審査請求人がすぐに生活保護に戻ることを意味する処分である。

また、審査請求人の兄（以下「兄」という。）が死亡した令和2年1月時点では資力が発生しておらず、実際に資力が発生したのは遺産分割に係る調停により遺産相続金の額が確定し、これを受領した令和4年10月であるから、費用返還は、令和2年1月からではなく、令和4年10月からとすべきである。したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護

の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決・賃金と社会保障1615・1616号112頁及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決・賃金と社会保障1680号33頁参照)。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が兄の遺産を相続により受領したことから、兄の死亡日を資力の発生時点として、資力の発生時点以降に支給した保護費4,372,997円について、法第63条に基づき費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(3) まず、資力の発生時点及び要返還額の決定についてみる。

法第63条のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-6答(2)のとおり、相続時における法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

これを本件についてみると、平成29年11月30日から審査請求人に対する保護が開始されているところ、兄が死亡した令和2年1月には相続を原因とする遺産に係る資力が発生したため、この事実を確認した処分庁は令和4年12月1日に審査請求人に対する保護を廃止していることから、審査請求人は、兄の死亡時から保護を廃止した令和4年12月1日の前日である同年11月30日までの間について、資力がありながら保護を受けているものと認められる。

そうすると、審査請求人から兄の遺産を相続した旨の申告を受けた処分庁が、兄の死亡時に資力が発生したものと認定し、相続財産である5,392,915円について収入認定するとともに、資力の発生時点から保護廃止までの間において審査請求人に対して支給した保護費4,372,997円を返還対象とすべきであると判断したことについては、法第63条

及び問答集問13-6答(2)の趣旨に適うものであると思慮される。

(4) 次に、返還請求額の決定についてみる。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。(以下「平成24年課長通知」という。))1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額と記している。また、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能と見込まれる場合をいう旨記されている。

本件事件記録からは、処分庁が、審査請求人に対し、自立更生のために要する費用について説明したかについては記載がなく、判然としない。

しかしながら、審査請求人が兄の遺産5,392,915円を相続により受領しており、本件処分による要返還額4,372,997円並びに令和4年10月及び同年11月分の医療扶助費及び介護扶助費の見込み額100,000円を合算した額について返還を行ったとしても、900,000円程度の金員が手元に残ること等を勘案すれば、この残額により今後相当期間生活することが可能と見込まれる場合に該当すると評価することができ、自立更生のための控除をすることなく要返還額を決定した本件処分は、直ちに審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。

これらのことからすると、処分庁が、本件処分において、資力の発生時点から保護を廃止した令和4年12月1日までに支給した同年11月分までの保護費の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとはいえず、違法又は不当とは認められない。

以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) 本件処分に係る判断の過程及び本件処分通知書の理由の記載について以下付言する。

ア 要返還額の算定について

生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(2)エ(イ)のとおり、不動産又は動産の処分による収入、保険

金その他の臨時的収入については、8,000円をこえる額を収入として認定することとあるところ、処分庁は、審査請求人が兄の遺産を受領して資力が発生したと認め、その全額である5,392,915円を収入として認定したことが認められるところ、本件審査請求に係る記録からは、その収入認定にあたって、いかなる根拠に基づき、いかなる検討を行ったのかの経過は確認できず、判断の過程は判然としない。しかし、仮に、次官通知第8の3(2)エ(イ)の規定に基づき、審査請求人が得た遺産のうち、8,000円をこえる額を収入認定したとしても、8,000円控除後の収入認定額と支給した保護費とを比較した場合であっても、支給した保護費が8,000円控除後の収入認定額を下回る結果、支給した保護費が要返還額となり、審査請求人の手元に900,000円程度の金員が残ることには変わりはない。このように、要返還額の算定結果は変わらないことを踏まえると、収入認定において8,000円をこえる額に対する収入認定の検討の程度が不十分である場合を仮定したとしても、このような事実は本件処分を取り消すほどの瑕疵とは認められない。処分庁は、関連する法令等に照らし、被保護者が不利益を被ることがないように、要返還額を算定することが望まれる。

イ 本件処分の理由付記について

不利益処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。そして、理由付記の程度については、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）。

本件処分についてこれをみると、本件処分通知書には、いかなる事実について法規を適用し、どのような判断に基づき、本件処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、処分の理由の提示においては、処分の原因となる事実、当該事実に適用して本件処分を行った根拠法令及び根拠法令の当該事実への適用関係が記載される必要があるところ、本件処分通知書においては、処分庁がいかなる法令の規定に基づいて、審査請求人の資力をどのように判断し、要返還額を決定したのかが記載自体から明ら

かであるかについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

- (6) 以上のとおり、他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年10月	1日	諮問の受付
令和7年10月	3日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月17日 口頭意見陳述申立期限：10月17日
令和7年10月14日		審査請求人から主張書面の提出
令和7年11月26日		第1回審議
令和7年12月22日		第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第26条は、保護の停止及び廃止について、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めてい

る。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

- (4) 民法(明治29年法律第89号)第882条は、相続開始の原因について、「相続は、死亡によって開始する。」と定め、同法第896条は、相続の一般的効力として、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と定めている。また、同法第907条は、遺産の分割の協議又は審判について、第1項において「共同相続人は、次条第1項の規定により被相続人が遺言で禁じた場合又は同条第2項の規定により分割をしない旨の契約をした場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。」と定め、第2項において「遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。」と定め、同法第909条は、遺産の分割の効力について、「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。」と定めている。

- (5) 次官通知第8の3(2)イ(ア)は、就労に伴う収入以外の収入に係る認定について、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と記している。

- (6) 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、就労に伴う収入以外の収入に係る認定について、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (7) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)第10問12答2(2)は、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯

における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

(後略)」と記している。

なお、昭和38年課長通知は処理基準である。

(8) 平成24年課長通知1(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥までの額を定めている。そして、その⑥において、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。(後略)」と記している。

(9) 問答集問13-6答(2)は、「被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合」の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第909条)とされている。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成29年11月30日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

(2) 令和4年6月24日、大阪家庭裁判所は審査請求人らが申し立てた遺産分割について審判を行った。これにより、審査請求人は遺産のうち現金の7分の1を取得した。

(3) 令和4年10月20日、審査請求人代理人名義の銀行口座に、代表相続人として相続手続を行った審査請求人の弟（以下「代表相続人」という。）から分割後の遺産のうち現金として5,392,915円が振り込まれた。

なお、これに関して代表相続人は、「大阪家庭裁判所の調停を基に、私が代表相続人になり、兄〇〇〇〇の遺産を〇〇〇〇〔審査請求人〕を含む各相続人に分割して配分しました。金額は〇〇〇〇〔審査請求人代理人〕が説明するとおりです。」と記載した同年11月15日付けの「説明書」を処分庁に提出し、処分庁は同月18日にこれを受理した。

(4) 令和4年11月11日、審査請求人の長女（審査請求人代理人。以下「代理人」という。）から処分庁に対し、兄が死亡したことによる遺産相続の分配金が振り込まれたとの連絡があり、処分庁は、代理人の通帳のコピーを受理し、同年10月20日に代表相続人から5,392,915円が振り込まれていることを確認した。

(5) 令和4年11月17日、処分庁からの照会に対し、〇〇市市民課戸籍担当から兄の死亡日について、「R2. 1/1頃からR2. 1/10頃となっている」と伝えられた。なお、前記(2)の家庭裁判所の審判書別紙1には、被相続人である兄について「令和2年1月1日ころから10日ころまでの間に死亡」と記載されるとともに、別紙2の「遺産目録」には、土地、建物、預貯金及び代表相続人が管理する現金が記載されていた。

(6) 令和4年11月22日、処分庁は法第63条に基づく費用返還に係る検討会議を開催した。その結果、問答集問13-6答(2)により、資力の発生時点を被相続人の死亡時とし、その死亡時である令和2年1月以降保護を廃止する同年12月1日の直前である同年11月30日までに支給した保護費1,989,847円及び同年9月30日までに支給した医療費1,888,150円並びに介護費495,000円の合計4,372,997円を返還額と決定した。

なお、令和4年10月分及び同年11月分の医療費及び介護費については、診療報酬等の請求手続きに期間を要し、処分庁から医療機関及び介護機関への支払いが2か月後となるため、11月時点では金額が確定しておらず、後日返還費用を計算することとされた（審査請求人に係る医療費及び介護費の実績は、医療費が月額約35,000円、介護費が月額約15,000円であることから、2か月分計100,000円が見込まれていた。）。

また、保護要否判定を行った結果、審査請求人の保護費は最低生活費85,470円と扶助費15,404円を合わせて約100,000円であ

り、上記の額を返還してもなお手元に900,000円程度が残ることとなり、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、処分庁は、同年12月1日付けで審査請求人に対する保護を廃止する予定とした。

(7) 処分庁は、令和4年11月25日、同年12月5日及び同月14日の3回にわたり、審査請求人代理人に対し、問答集、各種法令及び裁判例を示した上で、相続の場合の資力の発生時点について説明する文書を送付した。

(8) 令和4年11月28日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「生活保護法第63条による費用返還について」と題する通知を発出した。当該通知には、「あなたの世帯に対して生活保護を適用しておりますが、この度下記のとおり生活保護法第63条の規定により、費用返還していただくこととなりましたので通知します。」と記載されており、返還額として「4,372,997円」と、返還理由として「主〔審査請求人〕の兄の遺産受領」等と記載されていた。

(9) 令和4年12月1日付けで、処分庁は審査請求人に対する保護を廃止した。

(10) 令和5年1月1日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決・賃金と社会保障1615・1616号112頁及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決・賃金と社会保障1680号33頁参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、遺産分割協議により審査請求人の相続財産が確定したことから、兄の死亡日を資力の発生時点として、資力の発生時

点以降、保護の廃止までに支給した保護費 4,372,997 円について、
法第 6 3 条に基づき費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
(3) まず、資力の発生時点及び要返還額の決定についてみる。

法第 6 3 条のとおり、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、問答集問 1 3 - 6 答 (2) のとおり、相続時における法第 6 3 条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

これを本件についてみると、処分庁は、兄が死亡した令和 2 年 1 月に相続を原因とする遺産に係る資力が発生した事実を確認したこと、また、審査請求人は、兄の死亡時から審査請求人に対する保護を廃止した令和 4 年 1 2 月 1 日の前日である同年 1 1 月 3 0 日までの間について、資力がありながら保護を受けていたことが認められる。

そうすると、審査請求人から兄の遺産を相続した旨の申告を受けた処分庁が、兄の死亡時に資力が発生したものと認定し、相続財産のうち現金 5,392,915 円について収入認定するとともに、資力の発生時点から保護廃止までの間において審査請求人に対して支給した保護費 4,372,997 円を返還対象とすべきであると判断したことについては、法第 6 3 条及び問答集問 1 3 - 6 答 (2) の趣旨に沿ったものと認められる。

(4) 次に、返還請求額の決定についてみる。

平成 2 4 年課長通知 1 (1) のとおり、法第 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額と定めている。また、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能と見込まれる場合をいう旨記されている。

本件事件記録からは、処分庁が審査請求人に対し、自立更生のために要する費用について説明したかについては記載がなく、判然としない。

しかし、審査請求人が相続した遺産のうち現金は 5,392,915 円であり、本件処分による要返還額 4,372,997 円並びに令和 4 年 1 0 月分及び同年 1 1 月分の医療扶助費及び介護扶助費の見込み額 1 0 0, 0 0 0 円を合算した額について返還を行ったとしても、なお 9 0 0, 0 0 0 円程度の金員が手元に残ること等を勘案すれば、審査請求人の最低生活費

が扶助費を合わせても約100,000円であったことから、この残額により今後、6か月を超える相当期間生活することが可能と見込まれる場合に該当すると評価することができたものであるから、自立更生のための控除を行うことなく要返還額を決定した本件処分は、直ちに審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものであったとは認められない。

これらのことからすると、処分庁が本件処分において、資力の発生時点である令和2年1月から保護を廃止する令和4年12月1日までに支給した同年11月分までの保護費の全額を返還額としたことは、著しく妥当性を欠くとはいえず、違法又は不当とは認められない。

- (5) なお、審査請求人は、東京都福祉保健局生活福祉部保健課作成による「生活保護運用事例集2017(令和3年6月改訂版)」(以下「事例集」という。)443頁・444頁の「第11 保護費の返還、徴収」の「1 考え方の基本」(3)に、「事由が発生したことに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならぬもの(係争の結果を待たなければ資力を得るかどうかが判らないもの)については、確定した時点で資力が発生したものとする。」と記載されていることを根拠として、遺産に係る資力の発生時点は具体的な相続額が確定した時点と考えるべき旨を主張している。

しかし、事例集の記載内容をみると、「1 考え方の基本」は、相続に限定されず法第63条による費用返還における一般的な原則を示したものであると解され、また、相続については、(2)において「(前略)相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす。」と記載されるとともに、「3 資力の発生時点」の「(7)相続」において、「①遺産(法定相続・遺言による相続など)・・・被相続者の死亡日」と記載している。これらの事例集の考え方は、相続開始の原因及び遺産分割の遡及効について定めた上述の民法第882条及び同法第909条に基づくものと解され、また、相続における資力発生時点を被相続人の死亡時とする問答集問13-6とも一致しており、資力の発生時点を被相続人の死亡時とすることに違法・不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

さらに、審査請求人は、本件処分は「審査請求人がすぐに生活保護に戻ることを意味する処分」であるとも主張している。前記3(4)でも述べたとおり、審査請求人の最低生活費及び扶助費の合計額は約100,000円と算定されており、審査請求人が遺産相続金として5,392,915円を受領し、本件処分により要返還額4,372,997円並びに令和4年10月分及び同年11月分の医療扶助費及び介護扶助費の見込額100,000円を返還してもなお、手元に900,000円程度が残ることからすれば、昭和38年課長通知第10問12答2(2)における「当該世帯に

おける収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後お
おむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」
にあたり、このような場合には保護を廃止すべきとされているのであるか
ら、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- (6) 以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査
請求には理由がないことから、行政不服審査法（昭和26年法律第68号）
第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分に係る判断の過程
及び本件処分通知書の理由の記載について、以下付言する。

ア 遺産相続金の性質及び要返還額の算定について

審理員意見書において、本件遺産相続金については、次官通知第8の3(2)
エ(イ)の「その他の収入」のうち「不動産又は動産の処分による収入、保
険金その他の臨時的収入」に該当するとして、8,000円をこえる額を収
入として認定すべきであったと指摘されている。他方で、次官通知第8の3
(2)イ(ア)においては、「仕送り、贈与等による収入」のうち「他からの
仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適
当としないもののほかは、すべて認定すること」とされている。遺産に対し
上記のいずれの次官通知が適用されるべきかは、相続した遺産が、不動産又
は動産（換金のために処分を要する。）等であれば前者が、金銭であれば後
者が、それぞれ適用されると解される。本件においては、代表相続人から審
査請求人の口座に直接現金が振り込まれており、審査請求人が不動産又は動
産を相続してこれを換金したもの等とは認められないことから、後者つまり
次官通知第8の3(2)イ(ア)に基づき、処分庁の判断どおり、8,000
円の控除は不要であったと考えられる。

なお、仮に前者に該当するとし、審査請求人が得た遺産のうち8,000
円をこえる額を収入認定し、その額と支給した保護費を比較した場合であつ
ても、支給した保護費が8,000円控除後の収入認定額を下回るため、支
給した保護費の全額が要返還額となり、審査請求人の手元に900,000
円程度の金員が残ることには変わりはないが、審査庁は、今後、
関連する法令等に照らし、被処分者が不利益を被ることのないよう、適切に
要返還額の算定を行うことが求められる。

イ 本件処分の理由付記について

不利益処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政
庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）

提起の便宜を図るためと解される。そして、理由付記の程度については、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）。

これを本件処分についてみると、処分の理由の提示においては、処分の原因となる事実、本件処分の根拠法令等及び根拠法令等の当該事実への適用関係が記載される必要があるところ、本件処分通知書には、法第63条による費用返還の理由として、「主〔審査請求人〕の兄の遺産受領」としか記載されておらず、処分庁がいかなる法令等の規定に基づき、いかなる判断により要返還額を決定して本件処分が行われたのか、記載自体から明らかといえるかについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

審査請求人は、本件審査請求を行い、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 酒井 貴子